

埼玉県産業立地促進補助金のご案内

1 制度のあらまし

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場等を立地した企業の皆様に対して、補助金を交付しています。交付条件等は次の表のとおりです。

2 交付条件

(1) 工場・研究所

対象業種	製造業及び自然科学研究所が対象となります。
対象期間	土地売買（借地）契約を平成16年4月1日から令和3年3月31日までに締結したものが対象となります。
交付条件	土地を取得（借地）し、工場等を建築（取得）することが必要です。
	敷地面積が1,000㎡以上で、工場等の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	土地の所有者（借地の場合は賃借者）及び建物の所有者と、補助対象施設の操業者は、原則同一企業であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人以上となります。
	補助対象施設の建物は、新設・中古建物ともに建築確認申請書類の提出が必要です。
	土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業することが必要です。
	土地売買（借地）契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。 (※)
	補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額（限度額1億円）を補助します。

(※) 契約を締結してから、3ヶ月以内に提出をお願いします。

(工場等を建築する場合は着工前日まで可)

(2) 流通加工施設等

対象施設	<p>流通加工業務を行い、トラックターミナル、倉庫等であって、次のア～エのうちいずれかの周辺5 kmの区域内に立地し、かつ、a～cのいずれかの設備を有する施設が対象になります。</p> <p>【立地区域】</p> <p>ア 高速自動車国道のインターチェンジ（都市計画段階のものを含む。）</p> <p>イ 鉄道の貨物駅</p> <p>ウ 流通業務団地</p> <p>エ 工業団地</p> <p>【設 備】</p> <p>a 物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備</p> <p>b 物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム</p> <p>c 流通加工の用に供する設備</p>
対象期間	<p>土地売買（借地）契約を平成16年4月1日から令和3年3月31日までに締結したものが対象となります。</p>
交付条件	<p>土地を取得（借地）し、流通加工施設等を建築（取得）することが必要です。</p> <p>敷地面積が1,000㎡以上で、流通加工施設等の建築面積が500㎡以上であることが必要です。</p> <p>土地の所有者（借地の場合は賃借者）及び建物の所有者と、補助対象施設の操業者は、原則同一企業であることが必要です。</p> <p>補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）。ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人以上となります。</p> <p>補助対象施設の建物は、新設・中古建物ともに建築確認申請書類の提出が必要です。</p> <p>土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業することが必要です。</p> <p>土地売買（借地）契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。</p> <p>(※)</p> <p>補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。</p>
補助額	<p>納期限内に納付した不動産取得税相当額（限度額1億円）を補助します。</p>

(※) 契約を締結してから、3ヶ月以内に提出をお願いします。

(流通加工施設等を建築する場合は着工前日まで可)

(3) 本社

① 土地の取得を伴う場合

補助対象	県内で創業し本社を新たに県内に設置、又は本社を県外から移転した本社施設が対象となります。
対象期間	土地売買（借地）契約を平成17年9月1日から令和3年3月31日までに締結したものが対象となります。
交付条件	土地を取得（借地）し、本社建物を建築（取得）することが必要です。 本社の建築面積が500㎡以上であることが必要です。 土地の所有者（借地の場合は賃借者）及び建物の所有者と、補助対象施設の操業者は、原則同一企業であることが必要です。 補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）。 ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人以上となります。 補助対象施設の建物は、新設・中古建物ともに建築確認申請書類の提出が必要です。 土地売買（借地）契約締結後、3年以内に本社を新たに県内に設置（創業）又は本社を県外から移転することが必要です。ただし、県内での本社移転は対象となりません。 土地売買（借地）契約締結後、届出書を県に提出することが必要です。 （※） 補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額（限度額1億円）を補助します。

（※）契約を締結してから、3ヶ月以内に提出をお願いします。
（本社を建築する場合は着工前日まで可）

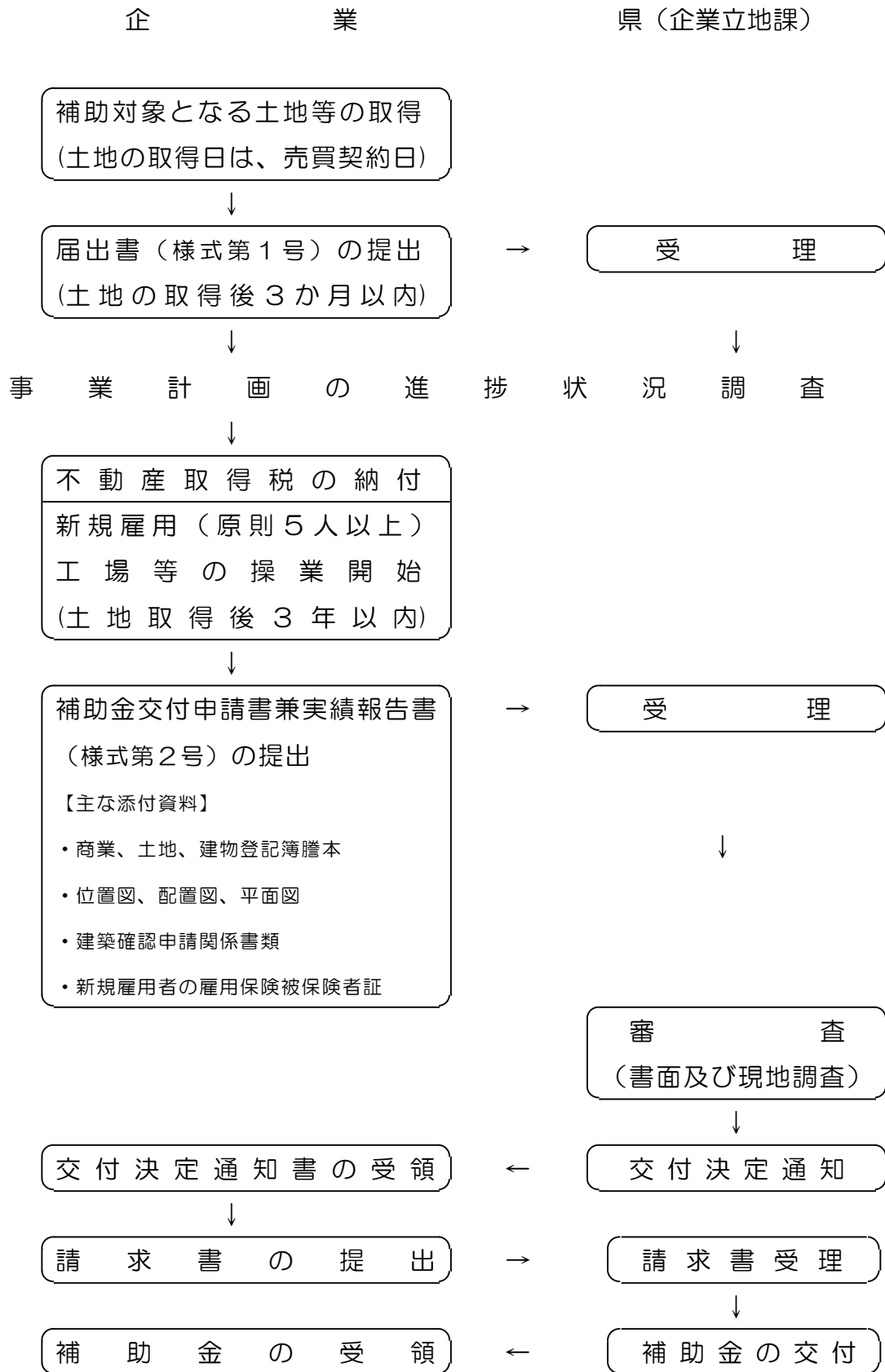
② 土地の取得を伴わない場合

補助対象	県内で創業し本社を新たに県内に設置、又は本社を県外から移転した本社施設が対象となります。
対象期間	本社建物の竣工（取得）が平成17年9月1日から令和3年3月31日までのものが対象となります。
交付条件	本社建物を建築（取得）することが必要です。
	本社の建築面積が500㎡以上であることが必要です。
	建物の所有者と補助対象施設の操業者は、原則同一企業であることが必要です。
	補助対象施設で従事する従業員を新たに5人以上雇用することが必要です（県内に居住し、雇用保険に加入している者に限る）。ただし、中小企業で総従業員数が100人以下の場合は、新規雇用は1人以上となります。
	補助対象施設の建物は、新設・中古建物ともに建築確認申請書類の提出が必要です。
	本社を新たに県内に設置（創業）又は本社を県外から移転することが必要です。ただし、県内での本社移転は対象となりません。
	本社建物の竣工（取得）日から3か月以内に、本社建物竣工（取得）届出書を提出することが必要です。
	補助対象施設の不動産取得税を納期限内に全額納付することが必要です。
補助額	納期限内に納付した不動産取得税相当額（限度額1億円）を補助します。

なお、制度の詳細については、下記までお問い合わせください。

<p>《お問い合わせ》 埼玉県企業立地課 総務・立地窓口担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL:048-830-3800</p>
--

補助金交付の流れ



補助金交付にあたっての注意点

以下のケースは、補助金の対象外となる事例、あるいは補助額が減額となる事例です。

大切な内容ですので、必ずご確認ください。

また、以下のケースに該当する可能性がある場合は、わかり次第お早目にご相談ください。

補助金交付対象外となる事例

①土地・建物の所有者と操業者が異なる場合

原則対象外となります。

ただし、親会社・子会社の場合、両社の関係性（株式保有状況や役員構成等）から同一性ありと判断できる場合、補助対象となることがあります。個別にご相談ください。

②建築確認申請書類が提出できない場合

中古建物を取得したケースでも、すべての建物分（増築している場合は増築時の書類も）が必要です。提出できない場合、その建物だけでなく、全体が補助対象外となります。

③不動産取得税の納付が納期限を超過した場合

補助対象となるには「納期限内に全額納付」が必要です。1日でも遅れた場合、納期限超過した分は対象外となりますのでご注意ください。

④対象業種、その他の交付条件を満たしていないと判明した場合

届出時にも聞き取りをしておりますが、最終的に交付条件を満たしているかは、交付申請書類及び現地調査を基に判断することになります。

例) 完成した建物の建築面積が500㎡未満、自社で操業せず他社に賃貸、流通加工施設ではなく保管用倉庫として使用 等

⑤法律に基づいた手続きを行っていないと判明した場合

例) 業種や面積が工場立地法の特定工場に該当するが、届出していない場合

農地転用が必要な土地を、手続きを行わずに開発した場合

⑥期限内に届出書を提出していない場合

この補助金は届出書の提出によりエントリーし、交付条件を満たした後に交付申請を行う二段階方式となっています。

そのため以下の期限内に届出書を提出していない場合は、対象となりません。

中古建物を取得した場合・・・売買（賃貸借）契約書の締結日から3か月以内

建物を建築する場合・・・売買（賃貸借）契約書の締結日から3か月以内
もしくは建築工事着工前日まで

（※）土地の引き渡し（所有権移転）ではなく、契約書の締結日からです。
ご注意ください。

交付額が減額となる事例

①補助対象となる業種と対象外の業種の複合施設の場合

例) 店舗併設工場の場合、敷地内に工場と社員寮がある場合

→いずれも工場のみが対象となり、対象外施設分については土地・建物ともに減額となります。

②新施設の一部を他社に賃貸した場合

例) 流通加工施設の一部を他社に賃貸

→他社に賃貸した部分について減額となります。

※ あくまで自社での操業がメインで、一部を賃貸した場合は、テナント物件として（賃貸することを目的として）建設する場合は、補助金の対象となりません。

③取得した土地の一部を第三者（自治体を含む）に所有権移転した場合

例) 取得した土地の一部を他社に売却、道路用地として市に採納

→所有権移転して第三者の所有となった部分について減額となります。

④取得した中古建物の一部もしくは全部を撤去した場合

撤去した建物分は補助対象外となります。